

STACY設工認第3回申請書ほかに係る記載誤りが
適合性説明に影響を及ぼさないことについて

令和5年4月20日
原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部

STACY設工認第3回申請書ほかの記載誤りについて、当該記載誤りに関連する設備・機器を抽出し、技術基準規則への適合性説明に影響を及ぼさないことを次頁以降に示す。

設工認第3回申請書

記載誤りの内容：起動用中性子源の架台（既設）の材料表記の誤り【資料1の関連頁p.8】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無*1、*2		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第1編 原子炉本体	VI. その他の主要な事項	
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設		—	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤		×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	○	以下の理由により、起動用中性子源の材料表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えない。 ・起動用中性子源は耐震Cクラスのため、耐震計算書の添付は不要とされており、当該設工認申請書に添付していない。 ・事業者の耐震評価では、強度影響が最も顕著に表れる架台据付ボルト（M16規格、SUS316）を評価対象部位として選定し、耐震Cクラスに適用される設計用地震力に耐えることを確認している。
		第2、3項	—	
第7条	津波による損傷の防止		—	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	適合性説明において、起動用中性子源は、外部からの衝撃の影響を受けないよう設計された原子炉建家に内包されることを記述している。このため、起動用中性子源の材料表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えない。
		第3、4項	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	○	適合性説明において、起動用中性子源は、STACYの起動に十分な中性子源強度（約74GBqのAm-Be）を有することを記述している。このため、起動用中性子源の材料表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えない。
		第2項	—	
第11条	機能の確認等		○	適合性説明において、起動用中性子源は、外観の確認、単体作動試験による機能・性能の確認ができることを記述している。このため、起動用中性子源の材料表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えない。
第12条	材料及び構造		×	
第13条	安全弁等		×	
第14条	逆止め弁		×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	
第16条	遮蔽等		×	
第17条	換気設備		×	
第18条	適用			
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止		×	
第20条	安全避難通路等		×	
第21条	安全設備		×	
第22条	炉心等		×	
第23条	熱遮蔽材		—	
第24条	一次冷却材		—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第27条	一次冷却材処理装置		—	
第28条	冷却設備等		—	
第29条	液位の保持等		—	
第30条	計測設備		×	
第31条	放射線管理施設		×	
第32条	安全保護回路		×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第34条	原子炉制御室等		×	
第35条	廃棄物処理設備		×	
第36条	保管廃棄設備		×	
第37条	原子炉格納施設		×	
第38条	実験設備等		×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第40条	保安電源設備		×	
第41条	警報装置		×	
第42条	通信連絡設備等		×	
第43条 ～第52条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第53条 ～第59条	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第60条 ～第69条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
- ×

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第3回申請書

記載誤りの内容：検出器配置用治具の回り止めボルトに係るトルク管理値の単位表記の誤り【資料1の関連頁p.9】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無*1、*2		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第2編 計測制御系統施設		
		I. 核計装		
		検出器配置用治具		
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設		—	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤		×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	○	トルク管理値の単位の表記は適切でなかったものの、検出器配置用治具の回転防止に係る評価は正しく行われており、評価結果に影響を及ぼすものではない。このため、トルク管理値の単位表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えない。 なお、耐震強度計算書において、回り止めボルトのトルク管理値については記載していない。
		第2、3項	—	
第7条	津波による損傷の防止		—	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	適合性説明において、検出器配置用治具は、外部からの衝撃の影響を受けないよう設計された原子炉建屋に内包されることを記述している。このため、トルク管理値の単位表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えるものではない。
		第3、4項	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	
		第2項	—	
第11条	機能の確認等		○	適合性説明において、検出器配置用治具は、外観の確認ができることを記述している。このため、トルク管理値の単位表記の誤りは、当該条項の適合性説明に影響を与えない。
第12条	材料及び構造		×	
第13条	安全弁等		×	
第14条	逆止め弁		×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	
第16条	遮蔽等		×	
第17条	換気設備		×	
第18条	適用			
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止	第1項	×	
		第2項	×	
第20条	安全避難通路等		×	
第21条	安全設備	第3号	○	記載誤りは回り止めボルトのトルク管理値に関するものであり、「安全設備」に係る適合性説明（使用環境条件における機能の発揮）に影響を与えるものではない。
		上記以外	×	
第22条	炉心等		×	
第23条	熱遮蔽材		—	
第24条	一次冷却材		—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第27条	一次冷却材処理装置		—	
第28条	冷却設備等		—	
第29条	液位の保持等		—	
第30条	計測設備	第1項 第1号	×	
		第1項 第2号	×	
		上記以外	×	
第31条	放射線管理施設		×	
第32条	安全保護回路	下記以外	×	
		第2号	×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第34条	原子炉制御室等	第2項	×	
		上記以外	×	
第35条	廃棄物処理設備		×	
第36条	保管廃棄設備		×	
第37条	原子炉格納施設		×	
第38条	実験設備等		×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第40条	保安電源設備		×	
第41条	警報装置		×	
第42条	通信連絡設備等		×	
第43条 ～第52条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第53条 ～第59条	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第60条 ～第69条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がS T A C Y施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
- ×

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第3回申請書

記載誤りの内容：外部火災影響評価及び竜巻影響評価に係る記載誤り【資料1の関連頁p.11～16】

遮蔽計算書の数値の表記の誤り【資料1の関連頁p.17】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無 ^{*1、*2}		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項(設計条件の変更がある設備)	
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設		—	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤		△	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	△	
		第2、3項	—	
第7条	津波による損傷の防止		—	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	外部火災影響評価及び竜巻影響評価において、一部の数式、単位の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第3、4項	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		○	適合性説明において、STACY施設には物的障壁（防護柵、原子炉建家）を持つ防護された区域を設けるとともに、これら区域への入退域管理を適切に行うことを記述している。不法な侵入防止対策と外部火災影響評価、竜巻影響評価及び遮蔽計算書とは関連がないため、これら評価書等の記載誤りは、第9条の適合性説明に影響を与えない。
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	
		第2項	—	
第11条	機能の確認等		△	
第12条	材料及び構造		×	
第13条	安全弁等		×	
第14条	逆止め弁		×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		△	
第16条	遮蔽等	第1項 第2項 第1号	○	遮蔽計算書の数値の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第2項 第2、3号	△	
第17条	換気設備		×	
第18条	適用			
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止		×	
第20条	安全避難通路等		×	
第21条	安全設備		×	
第22条	炉心等		×	
第23条	熱遮蔽材		—	
第24条	一次冷却材		—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第27条	一次冷却材処理装置		—	
第28条	冷却設備等		—	
第29条	液位の保持等		—	
第30条	計測設備		×	
第31条	放射線管理施設		×	
第32条	安全保護回路		×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第34条	原子炉制御室等		×	
第35条	廃棄物処理設備		×	
第36条	保管廃棄設備		×	
第37条	原子炉格納施設		×	
第38条	実験設備等		×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第40条	保安電源設備		×	
第41条	警報装置		×	
第42条	通信連絡設備等		×	
第43条 ～第52条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第53条 ～第59条	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第60条 ～第69条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

—：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

×：当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第3回申請書

記載誤りの内容：遮蔽計算書の数値の表記の誤り【資料1の関連頁p.17】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無 ^{*1、*2}		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第1編 原子炉本体	V. 放射線遮蔽体としての炉室(S)の壁、床及び天井	
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設		—	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤		×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	△	
		第2、3項	—	
第7条	津波による損傷の防止		—	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	記載誤りは遮蔽計算書に関する事項であり、「外部からの衝撃による損傷の防止」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第3、4項	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	
		第2項	—	
第11条	機能の確認等		△	
第12条	材料及び構造		×	
第13条	安全弁等		×	
第14条	逆止め弁		×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	
第16条	遮蔽等	第1項 第2項 第1号	○	遮蔽計算書の数値の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第2項 第2、3号	△	
第17条	換気設備		×	
第18条	適用			
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止		×	
第20条	安全避難通路等		×	
第21条	安全設備		×	
第22条	炉心等		×	
第23条	熱遮蔽材		—	
第24条	一次冷却材		—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第27条	一次冷却材処理装置		—	
第28条	冷却設備等		—	
第29条	液位の保持等		—	
第30条	計測設備		×	
第31条	放射線管理施設		×	
第32条	安全保護回路		×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第34条	原子炉制御室等		×	
第35条	廃棄物処理設備		×	
第36条	保管廃棄設備		×	
第37条	原子炉格納施設		×	
第38条	実験設備等		×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第40条	保安電源設備		×	
第41条	警報装置		×	
第42条	通信連絡設備等		×	
第43条 ～第52条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第53条 ～第59条	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第60条 ～第69条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
- ×

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第3回申請書

記載誤りの内容：基本炉心（1）の核的設計計算書における文章表現の誤り【資料1の関連頁p.18】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無 ^{*1、*2}		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第1編 原子炉本体	I. 炉心	
			基本炉心（1）	
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設		—	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤		×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	×	
		第2、3項	—	
第7条	津波による損傷の防止		—	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	×	
		第3、4項	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	○	核的設計計算書において、文章表現が適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第2項	—	
第11条	機能の確認等		×	
第12条	材料及び構造		×	
第13条	安全弁等		×	
第14条	逆止め弁		×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	
第16条	遮蔽等		×	
第17条	換気設備		×	
第18条	適用			
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止		×	
第20条	安全避難通路等		×	
第21条	安全設備		×	
第22条	炉心等		×	
第23条	熱遮蔽材		—	
第24条	一次冷却材		—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第27条	一次冷却材処理装置		—	
第28条	冷却設備等		—	
第29条	液位の保持等		—	
第30条	計測設備		×	
第31条	放射線管理施設		×	
第32条	安全保護回路		×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第34条	原子炉制御室等		×	
第35条	廃棄物処理設備		×	
第36条	保管廃棄設備		×	
第37条	原子炉格納施設		×	
第38条	実験設備等		×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第40条	保安電源設備		×	
第41条	警報装置		×	
第42条	通信連絡設備等		×	
第43条～第52条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第53条～第59条	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第60条～第69条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
- ×

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第3回申請書

記載誤りの内容：基本炉心（1）の核的設計計算書における文章表現の誤り【資料1の関連頁p.18】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無 ^{*1、*2}		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第2編 計測制御系統施設 IV. 制御設備	未臨界板	
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設		—	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持			
第5条	試験研究用等原子炉施設的地盤		×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	○	記載誤りは炉心の核的設計計算書に関する事項であり、「地震による損傷の防止」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第2、3項	—	
第7条	津波による損傷の防止		○	核的設計計算書において、文章表現が適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	記載誤りは炉心の核的設計計算書に関する事項であり、「外部からの衝撃による損傷の防止」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第3、4項	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	
		第2項	—	
第11条	機能の確認等		○	記載誤りは炉心の核的設計計算書に関する事項であり、「機能の確認等」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
第12条	材料及び構造	第1、2項	×	
		第3項	×	
第13条	安全弁等		×	
第14条	逆止め弁		×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	
第16条	遮蔽等		×	
第17条	換気設備		×	
第18条	適用			
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止	第1項	×	
		第2項	×	
第20条	安全避難通路等		×	
第21条	安全設備		×	
第22条	炉心等		×	
第23条	熱遮蔽材		—	
第24条	一次冷却材		—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第27条	一次冷却材処理装置		—	
第28条	冷却設備等		—	
第29条	液位の保持等		—	
第30条	計測設備		×	
第31条	放射線管理施設		×	
第32条	安全保護回路		×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第1項第1号 第6項	×	
		第2項第1、2、3号 第4項	×	
		第2項第4号	×	
		第3項	×	
		第1項第2号 第5項	×	
第34条	原子炉制御室等	第2項	×	
		上記以外	×	
第35条	廃棄物処理設備		×	
第36条	保管廃棄設備		×	
第37条	原子炉格納施設		×	
第38条	実験設備等		×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第40条	保安電源設備		×	
第41条	警報装置		×	
第42条	通信連絡設備等		×	
第43条 ～第52条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第53条 ～第59条	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第60条 ～第69条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
- ×

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第2回申請書

記載誤りの内容：外部火災影響評価及び竜巻影響評価に係る記載誤り【資料1の関連頁p.21～26】

技術基準規則の条項 (旧法令)	項・号	説明の必要性の有無*1、*2		記載誤りが適合性説明に 影響を及ぼさない理由
		第6編 その他試験研究用等 原子炉の附属施設	I. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	
第1、2条	適用範囲、定義		実験棟B	
第3条	特殊な方法による施設		—	
第4条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	
		第2項	—	
第5条	機能の確認等		△	
第5条の2	試験研究用等原子炉施設の地盤		△	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	△	
		第2、3項	—	
第6条の2	津波による損傷の防止		—	
第6条の3	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	外部火災影響評価及び竜巻影響評価において、一部の数式、単位の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第3、4項	—	
第6条の4	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		○	適合性説明において、STACY施設には物的障壁（防護柵、原子炉建家）を持つ防護された区域を設けるとともに、これら区域への入退域管理を適切に行うことを記述している。不法な侵入防止対策と外部火災影響評価、竜巻影響評価とは関連がないため、これら評価書等の記載誤りは、第9条の適合性説明に影響を与えるものではない。
第7条	材料、構造等	第1、3項	×	
		第2、4項	×	
第8条	遮蔽等		△	
第9条	換気設備		×	
第10条	逆止め弁		×	
第11条	放射性物質による汚染の防止		△	
第12条	試験研究用等原子炉施設			
第13条	安全設備		×	
第13条の2	溢水による損傷の防止		×	
第13条の3	安全避難通路等		×	
第14条	炉心等		×	
第14条の2	熱遮蔽材		—	
第15条	核燃料物質取扱設備		—	
第16条	核燃料物質貯蔵設備		×	
第17条	一次冷却材		—	
第18条	一次冷却材の排出		—	
第19条	冷却設備等		—	
第20条	液位の保持等		—	
第21条	計装		×	
第21条の2	警報装置		×	
第21条の3	通信連絡設備等		×	
第22条	安全保護回路		×	
第23条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第24条	原子炉制御室等		×	
第25条	廃棄物処理設備		×	
第26条	保管廃棄設備		×	
第27条	放射線管理施設		×	
第28条	原子炉格納施設		×	
第29条	保安電源設備		×	
第30条	実験設備等		×	
第30条の2	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第31条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第41条の2	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第42条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
- ×

*2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認第4回申請書

記載誤りの内容：外部火災影響評価及び竜巻影響評価に係る記載誤り【資料1の関連頁p.27～32】

- 以下の理由により、外部火災影響評価及び竜巻影響評価に係る記載誤り、設工認第4回申請書における適合性説明に影響を与えない。
- ・設工認第4回申請書では、原子炉建家を申請対象としていない。
 - ・設工認第4回申請書の申請対象設備・機器である核燃料物質貯蔵設備、液体廃棄物の廃棄設備等は、第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）の適合性説明において、外部からの衝撃の影響を受けないよう設計された原子炉建家に内包されることを記述している。原子炉建家に対する外部火災影響評価及び竜巻影響評価において、一部の数式、単位の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。

設工認申請書〔実験棟Aの耐震改修〕

記載誤りの内容：外部火災影響評価及び竜巻影響評価に係る記載誤り【資料1の関連頁p.33～38】

技術基準規則の条項 (旧法令)	項・号	説明の必要性の有無 ^{*1、*2}		記載誤りが適合性説明に 影響を及ぼさない理由
		実験棟A		
第1、2条	適用範囲、定義			
第3条	特殊な方法による施設		該当無	
第4条	試験研究用等原子炉施設の機能		無	
第5条	機能の確認等		無	
第5条の2	試験研究用等原子炉施設の地盤		有	記載誤りは外部火災影響評価及び竜巻影響評価に関する事項であり、「試験研究用等原子炉施設の地盤」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
第6条	地震による損傷の防止	第1項	有	記載誤りは外部火災影響評価及び竜巻影響評価に関する事項であり、「地震による損傷の防止」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第2、3項	該当無	
第6条の2	津波による損傷の防止		該当無	
第6条の3	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	有	外部火災影響評価及び竜巻影響評価において、一部の数式、単位の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第3、4項	無	
第6条の4	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		無	
第7条	材料、構造等		無	
第8条	遮蔽等		無	
第9条	換気設備		無	
第10条	逆止め弁		無	
第11条	放射性物質による汚染の防止		無	
第12条	試験研究用等原子炉施設			
第13条	安全設備		無	
第13条の2	溢水による損傷の防止		無	
第13条の3	安全避難通路等		無	
第14条	炉心等		無	
第14条の2	熱遮蔽材		該当無	
第15条	核燃料物質取扱設備		該当無	
第16条	核燃料物質貯蔵設備		無	
第17条	一次冷却材		該当無	
第18条	一次冷却材の排出		該当無	
第19条	冷却設備等		該当無	
第20条	液位の保持等		該当無	
第21条	計装		無	
第21条の2	警報装置		無	
第21条の3	通信連絡設備等		無	
第22条	安全保護回路		無	
第23条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		無	
第24条	原子炉制御室等		無	
第25条	廃棄物処理設備		無	
第26条	保管廃棄設備		無	
第27条	放射線管理施設		無	
第28条	原子炉格納施設		無	
第29条	保安電源設備		無	
第30条	実験設備等		無	
第30条の2	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		該当無	
第31条～第41条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		該当無	
第41条の2～第41条の8	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		該当無	
第42条～第51条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		該当無	

*1：「該当無」は、技術基準規則の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。

第1条、第2条及び第12条は、要求事項を示す条項ではない。

*2：適合性説明の必要性の有無は、認可を受けた設工認申請書から転記した。

設工認申請書【STACYの更新（棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等）】

記載誤りの内容：遮蔽計算書の数値の表記の誤り【資料1の関連頁p.40】

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無 ^{*1、*2}		記載誤りが適合性説明に影響を及ぼさない理由
		第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備Ⅱ	
第1、2条	適用範囲、定義		棒状燃料収納容器	
第3条	特殊な方法による施設		—	
第4条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	
		第2項	—	
第5条	機能の確認等		○	記載誤りは遮蔽計算書に関する事項であり、「機能の確認等」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
第5条の2	試験研究用等原子炉施設の地盤		×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	○	記載誤りは遮蔽計算書に関する事項であり、「地震による損傷の防止」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第2、3項	—	
第6条の2	津波による損傷の防止		—	
第6条の3	外部からの衝撃による損傷の防止	第1、2項	○	記載誤りは遮蔽計算書に関する事項であり、「外部からの衝撃による損傷の防止」に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第3、4項	—	
第6条の4	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		×	
第7条	材料、構造等		×	
第8条	遮蔽等		×	
第9条	換気設備		×	
第10条	逆止め弁		×	
第11条	放射性物質による汚染の防止		×	
第12条	試験研究用等原子炉施設			
第13条	安全設備		×	
第13条の2	溢水による損傷の防止		×	
第13条の3	安全避難通路等		×	
第14条	炉心等		×	
第14条の2	熱遮蔽材		—	
第15条	核燃料物質取扱設備		—	
第16条	核燃料物質貯蔵設備	第1項 第1、2号 第2項 第1号	○	記載誤りは遮蔽計算書に関する事項であり、燃料体の臨界防止、貯蔵容量、腐食防止に係る適合性説明に影響を与えるものではない。
		第2項 第2号	○	遮蔽計算書の数値の表記は適切でなかったものの、実際の計算は正しく行われており、計算結果に影響を及ぼすものではない。
		第1項 第3号 第2項 第3、4号	×	
第17条	一次冷却材		—	
第18条	一次冷却材の排出		—	
第19条	冷却設備等		—	
第20条	液位の保持等		—	
第21条	計装		×	
第21条の2	警報装置		×	
第21条の3	通信連絡設備等		×	
第22条	安全保護回路		×	
第23条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	
第24条	原子炉制御室等		×	
第25条	廃棄物処理設備		×	
第26条	保管廃棄設備		×	
第27条	放射線管理施設		×	
第28条	原子炉格納施設		×	
第29条	保安電源設備		×	
第30条	実験設備等		×	
第30条の2	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止		—	
第31条 ～第41条	第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第41条の2 ～第41条の8	第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	
第42条 ～第51条	第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に関する条項		—	

*1：凡例

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
 - ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 - △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 - ×
- *2：適合性説明の必要性の有無（—、○、△、×）は、認可を受けた設工認申請書から転記した。